

産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会  
電力安全小委員会 電気保安制度 WG（第11回）  
議事録

日時 2022年6月29日（水）10：00～12：00

場所 Teams 会議

議題

1. 電気事業法の改正の御報告
2. 小規模事業用電気工作物に係る保安規律の適正化について
3. 登録適合性確認機関に係る制度設計について
4. 洋上風力発電所の統括制度の検討について

○田上電力安全課長　それでは、定刻となりましたので、ただいまから「第11回電気保安制度ワーキング」を開催いたします。

事務局をしております電力安全課長の田上です。よろしくお願いいたします。

今回のワーキンググループも、新型コロナウイルス感染防止の観点から Teams による開催となりました。委員の皆様におかれましては、御多用の中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

委員の皆様の御出席の状況ですが、13名中12名の方に御出席をいただいております。定足数を満たしております。また、7名のオブザーバーの方に御出席をいただいております。

ここからの議事進行につきましては、若尾座長をお願いいたします。

○若尾座長　早稲田大学の若尾でございます。今日もよろしくお願いいたします。

効率的に会議を進めさせていただきたいと思いますので、御協力をお願いいたします。

それでは、まず、事務局より資料の確認をお願いいたします。

○田上電力安全課長　それでは、資料の確認をいたします。

「議事次第」に続きまして、事務局の資料1から資料4を御用意しております。資料につきましては、Teams の画面上に投影をいたします。審議の途中で資料が見られない場合や通信の不具合が生じた場合は、お手数ですが、Teams のコメント欄を活用いただきまして、お知らせください。

○若尾座長　ありがとうございました。

それでは、議事に入りたいと思います。説明者におかれましては、最初に一言名のついでにいただくようお願いいたします。

それでは、資料1に基づいて、議題1「電気事業法の改正の御報告」について、事務局より御説明をお願いいたします。

○田上電力安全課長　電力安全課長の田上です。

まず資料1「電気事業法の改正」ということで御報告をさせていただきます。

次のページをお願いします。先般の第208回通常国会におきまして、6月15日に「高圧ガス保安法等の一部を改正する法律」が成立をいたしました。この法律は、高圧ガス保安法、ガス事業法、電気事業法、情報処理の促進に関する法律の一括改正法案となっております。

この法律の改正によりまして、電気事業法では、3つの措置が講じられることとなりました。

1つが、左側（1）の「認定高度保安実施設置者に係る認定制度」として、「テクノロジーを活用しつつ、自立的に高度な保安を確保できる事業者」を国が認定をすることによって、規制の特例を設けるものでございます。

2点目が、「小規模事業用電気工作物に係る届出制度等」、これまで電気事業法の保安規制の対象から外れておりました10キロワットから50キロワット未満の太陽光、20キロワット未満の風力を「小規模事業用電気工作物」に分類し、新たに位置づけをいたしまして、技術基準の適合維持義務、基礎情報の届出などの義務を課すものでございます。

3点目が、「登録適合性確認機関による事前確認制度」でございます。これまで、工事計画の届出に際して、技術基準への適合を確認することを事業者にやっていただいて、国で確認をしてみましたが、特に風力発電などは技術的なレベルが非常に高くなってきているということで、能力のある民間の機関の活用を図っていくというものでございます。

次に2ページをお願いします。「改正法の施行期日」でございます。

まず、認定高度保安実施設置者に係る認定制度の施行時期につきましては、法律の附則で、公布は今年の6月22日になっていますが、「公布から1年6月を超えない範囲」となっています。認定制度につきましては、高圧ガス保安法やガス事業法などほかの法令でも同じような制度が導入されますので、他法令との整合性も確保しながら、認定要件の整備を進めてまいります。

2点目、「小規模事業用電気工作物に係る届出制度と登録適合性確認機関による事前確認制度」につきましては、法律の附則では、「公布から9月を超えない範囲」となっておりますが、秋頃までに制度設計の具体化を終わらせまして、来年（令和5年）の3月中の施行を目指してまいります。

いずれの制度も、円滑に制度を実施していくために、早期の詳細制度設計と幅広い周知をしてまいりたいと考えております。

次のページは、法律の概要資料になります。

次のページをお願いします。続きまして、今回、高圧ガス保安法の一部を改正する法律案に対しまして、衆議院・参議院で法案を御審議いただいた際に、採決に当たりまして、附帯決議をいただいております。

まず4ページから御紹介いたしますと、今回、1つ目が、改正事項の運用に当たっては、公衆及び保安作業者に対する安全の確保を大前提として、産業保安水準のさらなる高度化と持続的な向上を図るため、必要な措置について不断に検討を行うこと。

2点目としては、電気事業を初め「認定高度保安実施事業者」の認定や、安全管理検査の特例等の運用に際しては、中小事業者であっても、電気の安定供給に必要な保安の実施、大規模災害等に対する迅速な設備復旧と安全確保を可能とするための人材・技術基盤を確立することができるように、保安分野におけるテクノロジーの活用方法、自律的な検査の実施方法の周知の徹底や、技術開発への支援といったことをしっかりやるように。

3点目が、スマート保安の実施に当たっては、テクノロジーの活用と、人が担うべき保安とを相互に連携・融合させ、専門人材の活用や技術伝達の促進、若者にとって魅力ある職場環境の形成に向けた支援といった保安人材の持続的な育成・確保に万全を期すようにと。

4点目は、高圧ガスに関するところなので、ここは省略しています。

5点目が、「小出力発電設備に関して」でございます。二〇五〇年カーボンニュートラルの実現に向けて、小出力発電設備の導入が必要以上に抑制されないことがないよう、再エネの導入と規制の実施とのバランスのとれた運用のあり方について、引き続き検討を行うこと。

また、基礎情報等の届出手続については、設置者の方の御負担を軽減するため、事務処理の効率化を図るため、可能な限りデジタル技術の活用にも努めること。

「さらに」ということで、保安の適正化が図られているかについて立入検査を通じて十分に監視をし、是正・改善に努める。また、いわゆる「分割案件」のような規制逃れの抑止や、安全規制や立地規制といった法令遵守の徹底に努めるようにということ。最後に、十分に周知徹底、情報提供を行うようにといった附帯決議をいただいています。

参議院でも、趣旨としては同じようなものをいただいています。一点だけ、最後、参議院の附帯決議、法律の審査にちょっと時間がかかってしまったのですが、法律の審査において、改正事項の検討の基礎となる認定事業所の法令違反件数に関する政府資料に度重なる誤りがあったということで、経産省はこのことを重く受け止め、再発の防止に万全を期すようにといった附帯決議が、参議院で追加をされています。

我々経産省としても、こうした附帯決議や国会での御審議の結果を踏まえまして、今後の制度設計や再発防止に努めてまいりたいと考えております。

資料1の説明につきましては、以上でございます。

○若尾座長 どうもありがとうございました。

それでは続きまして、資料2に基づいて、議題2「小規模事業用電気工作物に係る保安

規律の適正化」について、事務局より御説明をお願いいたします。

○田上電力安全課長　　続きまして、資料2「小規模事業用電気工作物に係る保安規律の適正化」につきまして説明をいたします。資料2を御覧ください。

2ページ目です。「小規模な再エネ発電設備に係る保安規律の適正化」ということで、改めて、この政策の背景について申し上げますと、FITは、入ってから再エネ発電設備の導入件数が急激に増えまして、設置形態も多様化しております。それに伴って、特に小規模な再エネ発電設備に係る公衆災害のリスクが懸念されているところでございます。

昨年度（令和3年度）から、小規模な再エネ発電設備についての事故報告をいただくように制度を見直したところですが、令和3年度で、太陽光194件、風力7件、合計201件の事故の報告が寄せられています。

こうした状況を踏まえて、再エネ発電設備の適切な保安を確保するために、太陽電池発電設備（10キロワット以上50キロワット未満）、風力発電設備（20キロワット未満）を「小規模事業用電気工作物」として、新たに類型化をいたしまして、「技術基準適合維持義務」、「基礎情報の届出義務」、「使用前自己確認」と、3つの義務を新たに課すこととしたいと考えております。

3ページを御覧いただければと思いますが、今まで50キロワット未満のところが一般用電気工作物に位置づけをされておったものを、太陽光については、10～50キロワット未満のところを「小規模事業用電気工作物」という新たな類型を設けるものになります。20キロワット未満の風力については、これも以前は一般用電気工作物として位置づけがされていましたが、小規模事業用電気工作物として新たに位置づけを変更したいと考えております。

続いて4ページ、これは、今回の改正法に基づく小規模事業用電気工作物の関係する条文でございます。

続きまして、5ページでございます。先ほど法案の審議の採決の際に附帯決議をいただいたということを御紹介いたしました。小規模事業用電気工作物につきましても、設置者の方の負担を軽減するようといった附帯決議をいただいています。そうした附帯決議なども踏まえまして、届出につきましても、オンラインで完結できるようにシステムを整備してまいりたいと考えています。こちら、令和4年度の予算を活用いたしまして、小規模事業用電気工作物の基礎情報・使用前自己確認の届出をオンラインで完結するためのシステムを構築してまいります。

また、申請者の方の利便性の向上を図るため、可能な限りF I Tの認定情報と連携をいたしまして、ワンスオンリーの実現に努めるとともに、どうしても操作に不安を覚えられる方もいらっしゃるかと思いますので、ヘルプデスクを用意する方向で検討をしております。

次の6ページは、今回、オンラインで完結するためのシステム整備を裏付ける予算の概要、PR資料になります。

7ページから、「小規模事業用電気工作物の対象範囲」でございます。

8ページをお願いいたしますが、「太陽電池発電設備に係る小規模事業用電気工作物の範囲」ということで、太陽電池については、10キロワット以上50キロワット未満を小規模事業用電気工作物として位置づけをいたしまして、技術基準の適合維持義務や基礎情報の届出の義務を課すこととしております。

10キロワット未満の太陽光をどうするのかといったところでございますが、こちらは、一般住宅の屋根の上にあることが想定されます。こうした設備をお持ちの一般住宅居住者の方にこうした義務を課すことは、過度な御負担につながるということに加えまして、住団連さんでチェックリストを作っておられまして、一定の安全性が確保されていることを踏まえて、小規模事業用電気工作物の対象から除外をしたいと考えております。

8ページの右側、住団連さんの作っているチェックリストの概要になります。点検の時期については、住宅の定期点検に併せて行っていらっしゃるということで、こうした点検で、ある程度しっかりやられているのではないかと考えています。

続いて、9ページをお願いします。「風力発電設備に係る小規模事業用電気工作物の範囲」でございます。

風力については、20キロワット未満を小規模事業用の電気工作物として位置づけをしたいと考えています。ただし、「電圧が30ボルト未満の設備であって、電氣的に系統と接続されていないもの」については、安全性は、保安上の支障は低いということで、電気工作物から既に除外されていますが、その扱いは、引き続き維持をしようと考えています。

続きまして、10ページ、「発電設備の分割対策」、こちらも高圧ガス保安法の改正法案の審議でも質疑がございました。「分割対策、しっかりやれ」ということでございました。

それで、この分割対策、発電設備を意図的に分割することによって保安規制を回避しているといった疑義のある案件が急増していることを踏まえまして、F I Tの認定に当たって分割審査を随時強化してきたところですが、4月に事業規制のほうで施行規則を改正い

たしまして、社会的コストの観点から、特段の理由がないにもかかわらず意図的に柵や塀によって分割して別々に系統と接続することを認めないこととしております。

また、これまでの一般用電気工作物の定義では、同一の構内に設置され、電氣的に接続される設備の出力の合計による上限値も設けられているところでございます。いずれにしても、こうした分割が行われぬように要件を厳格化・明確化してまいりたいと思います。

11ページ、これは、小規模事業用電気工作物の定義に関する条文でございます。

続いて、13ページ以降、「基礎情報の届出の詳細設計」でございます。「基礎情報の届出内容」について、こういったものをこれからとっていくのか、出していただくのかといったところでございます。

基礎情報の内容は、設備や、その設置者に関する情報が過不足なく含まれていること。2点目として、電気工作物に係る保安体制が確保できるといった条件を満たすことが必要でございますので、具体的には、左側の「基礎情報届出の届出事項」で、大きく2つ、設備や設置者に関する基本的な情報、設置者については、事業者名とか代表者名、事業者の住所、連絡先、設備につきましては、電気工作物の種類や出力規模、電気工作物の所在地、また、保安体制に関する情報としては、保安管理の御担当者の名前や点検の頻度を、届出をお願いしたいと考えています。

ここで、点検頻度につきましては、次のページにあります。太陽光発電協会さんや小形風力発電協会さんで、業界団体で推奨される点検頻度がございます。そうした点検頻度に基づいて点検される場合は、チェックだけをしていただく形にしていきたいと思います。14ページが、太陽光発電協会さんや小形風力発電協会さんの点検頻度が書かれているガイドライン（手引書）になります。

15ページ、「基礎情報届出の関連条文」でございます。

続いて、17ページから、「既設の設備に係る基礎情報の届出」になります。

現在は、既設の太陽光について、これは現在60万件ございます。この既設の設備についても、今回の法改正によりまして、小規模事業用電気工作物に位置づけられることとなります。技術基準の適合維持義務に加えまして、改正法の附則で、基礎情報の届出義務も課されることとなります。ただし、使用前の自己確認は対象外となります。

技術基準の適合維持義務につきましては、法律の遡及適用を外すということで、適合すべき技術基準については、原則として、その再エネ発電設備が設置された時点のものに維持義務を果たしていただくことを考えています。

一方で、F I Tの認定を取得されている小規模事業用電気工作物については、エネ庁で情報を取得・保有しておりますので、この基礎情報の届出内容と重複するところが多分にございます。

したがって、F I Tで認定を受けていらっしゃる既存の設備については、事業者の方の事務負担を軽減するために、基礎情報の届出については求めないこととしたいと考えています。万が一事故が発生した場合については、必要最低限におきまして、エネ庁から情報を入手したいと考えています。

ただし、この3番目の●にありますように、F I T認定を受けていない既設の設備については、施行から6か月以内に届出を出していただく必要がございます。

また、既存の設備については、F I Tの認定の有無にかかわらず、基礎情報の項目に変更があった場合、小規模事業用電気工作物に該当しなくなった場合には、廃止を含めまして届出を出していただくこととしたいと考えています。

18ページは、「既設の小規模事業用電気工作物の関連条文」、附則のところになります。附則四条のところで、六月を経過するときまでに届出をすることが規定されています。

続きまして、20ページ、「太陽電池発電設備における使用前自己確認制度の拡充」でございます。

今回、電事法の改正で、使用前の自己確認の対象として小規模事業用電気工作物が追加をされることとなります。また、従来対象外でありました50キロワット以上500キロワット未満の太陽電池発電設備についても、使用前の自己確認を求めることにしたいと考えています。

また、昨今の太陽電池発電設備の事故状況を踏まえると、設備の電氣的なリスクだけではなくて構造的なリスクについても把握するというのが、今回の法改正の大きな趣旨でございますので、使用前自己確認制度においても、支持物の確認項目を拡充したいと考えています。

この一覧表の中で見ますと、まず50～500のところは拡充をして、500～2,000のところについては、今までは電気設備のほうだけ確認をしていたのですが、今後は、「支持物」のところも確認をしていただくようにしたいと思います。

続いて、21ページ、「使用前自己確認制度における既設の設備と変更工事の取扱い」でございます。

冒頭に申し上げましたが、既設設備については、原則として既に技術基準に基づいて施



工され、使用を開始していることと、あと必要書類を改めて整理をするといった事業者さんの御負担もあることから、使用前の自己確認を改めて求めることはしない方向でございます。

ただし、新設・既設を問わず、設備に一定の変更の工事を行った場合は、特にパネルの増設による構造面での変更につきましては、実態上、新設に近い側面があるものとして、新設設備についての使用前自己確認の対象とも整合性を図りながら、使用前の自己確認を求めることとしたいと考えています。

具体的には、絵で御紹介しておりますが、既設がありまして、新設、10キロワット以上の変更（増設）については、使用前自己確認の届出対象としてはどうかと。

その下、既設設備で支持物の取り替えを含む取り替えについては、構造的なリスクを踏まえまして、10キロワット以上の変更についても届出対象としたい。

また、支持物はそのままですが、パネルだけ取り替える場合、例えばガラスが石を落としてパネルが使えなくなってしまうような場合に変更するときについては、これは電氣的なリスクが中心となりますので、下限10キロワットで出力5%以上の変更を届出対象としてはどうかと考えております。

続けて22ページ、こうした考え方を踏まえまして、現行の使用前自己確認制度の変更届出の要件に加えまして、同じような考え方を踏襲していつてはどうかと考えています。

2点、構造的なリスクを伴う場合は、新設と同様の出力下限（10キロワット以上）の変更があった場合と、電氣的なリスクに限定される場合は、全体の出力に5%以上の変更があった場合は、変更届出を出していただく形にしたいと思います。

続いて23ページ、「確認項目の見直し」でございます。

使用前の自己確認における具体的な確認項目や方法につきましては、「使用前自主検査及び使用前自己確認の方法の解釈」で明記されています。

これは、主に電氣的なリスクに関係するものとなっております、先ほど申し上げましたように、今後は構造的なリスクについても確認をしてまいりたいと考えておりますので、構造・基礎に係る項目を追加して、そのエビデンスを添付書類として求めていきたいと考えています。

他方で、小規模事業用電気工作物については、電氣的なリスクが比較的低いということで、例えば第三者認証機関による認証を受けている項目など、電氣的な確認項目の合理化や確認方法について簡略化していきたいと考えています。

続いて24ページ、「使用前自己確認業務の外部への委託」でございます。

小規模事業用電気工作物に対して、使用前自己確認が適用されるということで、こうした確認作業自体は、どうしても専門の事業者さん（施工業者さんやO&M事業者さん）が実施（委託）されることもございますので、これは制度上、しっかり認めていきたいと考えております。また、作業を行った方の情報も、併せて収集をしてみたいと考えています。

今、「使用前自己確認、委託できるようにします、制度上、認めます。」と申し上げましたが、25ページの関連条文のところを載せて規定がされています。

続いて、「制度周知・講習会の開催」でございます。

この小規模事業用電気工作物の設置者の方、数が非常に多いということ、また中小企業や個人事業主の方が多く含まれているということでございますので、制度を円滑に始められるように、十分丁寧に周知をしてみたいと考えています。

具体的には、チラシやポスターといった紙媒体や特設サイトによる周知を想定していますが、より効果的な方法があれば、追加の周知策を検討してみたいと思います。委員の先生方から、こうしたほうがいいよといった御提案があれば、積極的に御意見をいただければと思います。

また、一元的な問い合わせ窓口（コールセンター）も設置をいたしまして、万全な体制を確保してみたいと思います。

続いて28ページ、「講習会の開催」でございます。

使用前自己確認のところで、構造的なリスクに関する確認項目が追加をされます。そうしたことから、点検の内容やポイントを伝える講習会を用意いたしまして、その内容を、幅広く周知をしてみたいと思います。全国主要都市で30か所以上を考えています。

また、講習を受講された方につきましては、受講者自らが希望されない場合を除きまして、経産省のホームページで原則として公表してみたいと思います。

最後29ページ、「規制見直しに関するスケジュール」でございます。

資料1で、この法律の施行時期が3月——法律というか、小規模事業用電気工作物の施行が来年の3月ということを申し上げました。その前に、オンラインのデータベースを1月頃にリリースをいたします。また、使用前の自己確認、秋頃にマニュアルを公表いたしまして、秋以降、使用前自己確認の方法に関する研修会を開催してみたいと思います。また、制度に関する周知活動も、秋から制度が始まります3月にかけて、しっかりやって

まいりたいと思います。

30ページ、これは、「小規模事業用電気工作物に関連する国会での附帯決議」になります。これは、再掲になりますので、説明は省略したいと思います。

まず、資料2の説明は以上になります。

○若尾座長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局の御説明に対して御質問、御意見等がございましたら、よろしくお願いいたします。

大変申し訳ないのですが、今、私のブラウザーでチャット機能がうまく機能していないようでして、御発言を希望される場合は、挙手機能で手を挙げていただければと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、飯岡委員、お願いいたします。

○飯岡委員 飯岡です。どうもありがとうございます。

資料1のほうで、まず一点、これはコメントですけれども、テクノロジーの活用には安全確保が大前提だということがあったと思いますけれども、私もそのとおりだと思っていまして、「テクノロジーの活用と人が担うべき保安の相互連携」というところで、人が判断しなければいけないところは必ずあると思いますので、そういうことができる人を、やはりうまく育てていかなければいけないかなと、私も思いました。

資料2のほうで、風力のところがあったと思いますが、10(9)？スライドで、風力発電設備の小形(小型)のものについて説明があったと思いますけれども、私、そういうものがあるかどうかは把握していないのですが、30ボルト未満の設備であっても、設置される場所によっては、例えば高いところに設置されていて突風か何かでブレードが飛んでいくと危ないとか、その辺のことがもしかしたらあるかもしれないと思って聞いていました。

もし、そういうものがあるとしたら、そういうものに対するに安全をどうやって考えるかというのは、何か考える余地があってもいいのかなと思って聞いていました。

これはコメントです。

最後、これは確認ですけれども、太陽光の構造的リスクというところが、たしかどこかにあったと思いますけれども、スライドの23のところですか、近年いろいろな災害があって、太陽光が危ないことになるというのは、おっしゃられたとおりに思っていて、リスクの高い場所については、構造的なものとして考えましょうということをおっしゃっておられたと思います。

一つ確認ですけれども、例えば崖とか、明らかに設置場所が危ないようなところはいろいろ想定できると思いますが、平らなところで、土地としては余り危険そうには見えなくても、突風とか竜巻とか、近年いろいろな異常気象が考えられるので、普通のところ、これはどういうのが普通なのか、ちょっとアレかもしれないですが、普通の場所でもパネルが飛んで行ってとか、あと架台が壊れてしまったりとかというのは、いろいろ想定できるかなと思ったのですが、そういうところについては、その追加の確認項目の①とか②のところで、「支持物の架構」とか「基礎及びアンカーなどを確認しましょう」というところで、十分問題なくいろいろ考えることができますよとお考えでしょうかということだけ確認させていただきます。

私からは以上です。

○若尾座長　　ありがとうございました。

それでは、最後の確認事項に関して、事務局より御回答をお願いいたします。

○田上電力安全課長　　電力安全課の田上です。飯岡先生、コメント、御質問ありがとうございます。

今回、平地の場合の取扱いですが、平地の場合も、昨年、NEDOさんがガイドラインを取りまとめ、作っていただきまして、これを私どもも技術基準の解釈などで引用しております。そうした中では、ここの支持物とか基礎、アンカーのところをしっかりと確認すればいいということになっておりますので、この2つの項目で確認すれば平地のところもしっかり対応できると認識しております。

○若尾座長　　ありがとうございました。

飯岡委員、よろしいでしょうか。

○飯岡委員　　よく分かりました。ありがとうございます。

○若尾座長　　ありがとうございます。

続きまして、大関委員、お願いいたします。

○大関委員　　産総研の大関です。御説明ありがとうございました。資料2について幾つかコメントと質問をしたいと思います。

1つ目が、住宅用の基礎情報の除外の御提案ですけれども、8ページですが、基本的に同意したいと思います。他方で、明確に業界側で対応をするというような宣言であるとも理解していますので、そういった対応をしなければいけないのかなと思います。

特に、このカテゴリーは、事故報告もないので、実態把握は、ある意味難しい面である

と思っています。消費者庁での事故報告は、一応一定程度ありますけれども、モジュールとかパソコン、接続箱などの機器に対しての、いわゆる火災の関係しか上がってこないと思います。

構造関係の事故については、業界側、消費者庁側での対応が何かできればと思いますが、いずれにしろ、何かしらの方法で実態を把握できるような体制を整えておくことは必要だと考えています。当面は、業界側でしっかりと見ていただく必要があって、自主的に実態把握とか、何かあれば自浄効果が出るようにする必要があると思いますので、しっかりとお願いできればと思います。

業界と言っても、住宅は幅広いと思いますので、行政側も住団連以外の業界団体ともしっかりと連携し、情報共有や各種広報、必要に応じてリーチできるような方法も並行して検討しておいてほしいと思います。

10ページ目ですけれども、分割については、基本的に同意で、しっかりと厳格化・明確化していただきたいと思います。

新規については、まず対象になると思いますが、今後事業者が変更になるとか集約していく、そういったところをどう考えるかというのは、併せて整理しておいていただければと思います。

21ページ目以降の「使用前自己確認」については、基本的には御提案の方法に賛成したいと思います。

他方で、容量の制限というところで、FIT法の価格変更の要件と似ていると思っていますが、FIT法は国民負担の関係で制約を厳しくしているのは、しょうがないと認識していますが、FIT法での部分的な交換などで、認定変更が発生する要件としては、事業者側としては対応が煩雑になっているという声も理解しています。今回は、新規利用のときの発生要件としては、10%、ある程度余裕を持って見ていただいているので、基本的に大丈夫なのかとは、私は思っていますが、運用開始後、どのようなことが発生するかは注視していただきたいと思います。

あと、併せて運用のところですが、部分的なパソコンの変更とか、例えば10キロワット、5%に至らないものをちょっとずつ変更する場合にどうするかとか、細かいユースケースについては想定しておいていただければと思います。

あと、既設に関して、事故が発生したときに、事故報告規則の中でしっかりと再発防止が対応できているのであればいいと思いますけれども、もし不足しているのであれば、場合

によっては、こういった使用前自己確認を、構造だけでもいいかもしれませんが、改めて見るというところは、場合によってはあってもいいのかなと思いますので、少し御検討いただいてもいいのかなと思います。

使用前自己確認関係で、質問ですが、今、2メガ未満のところですが、2メガ以上の工事計画届とか使用前自主検査に関する変更の要件が、これとの整合性はどうなっているのかというのは、少し教えていただければと思います。

また、ここの変更に至らない部分的な変更については、行政側で基本的な情報として収集する方法があるのかというのも教えていただければと思います。行政が把握できない場合に、一般送配電事業者がどの程度まで変更を把握しているのかというのも、もし分かればお願いできればと思います。例えばモジュールの部分的な変更みたいなことがあった場合を想定しています。

あとは、広報の27ページ目ですが、使用前自己確認に関して、しっかりとやっていくということで、広報と研修というのは非常にいい取組だと思っています。

その中で、少しお願いをしたいのは、使用前自己確認をやるに当たって、やはり設計の段階から、どのぐらいまで関与していくかというのは、結構重要なポイントだと思っていて、使用前自己確認を行う者が確認するときは、設備は既に出来上がった段階になると思いますので、その段階でどこまで指摘できるのかというのは、やや難しい面も、場合によってはあるのかなと思っています。

ですので、こういった周知の段階で、発電事業者には、使用前自己確認を行う者に対しても設計の段階から関与する必要とか重要性があるんですよということは、しっかりと周知していただければと思います。

ちょっと長くなりましたが、あと、全体を通じて設備台帳、いわゆる設備に何が入っているかというのは、5ページ目にありましたように、徐々にFIT法から電事法に移管してそろえていく必要があるのだろうとは認識をしています。

発電設備の情報と事業者関係の体制の情報というのが、それに当たるとは思いますが、現状は、主任技術者とか保安規程をまずとっていきながら、今回、使用前自己確認や基礎情報でそろえていくものと思っています。

目的としては、事前のチェック、あとは、事後のコンタクト先、あとは、横展開に必要な情報と3つあるのかなと思っていて、1、2は、ある程度そろいつつあるのかなと思っています。他方で、3の横展開に必要な情報というのが、場合によっては不足してい

るかもしれないと思っ­ていま­し­て、例­え­ば架­台の種­類と­かパ­ワ­コ­ンの種­類と­かが、それ­に当­た­ると思­い­ま­す。

パ­ワ­コ­ンと­かは、事­業­用に­な­ると、な­か­な­かリ­コ­ールのよ­うな­もの­はと­り­づ­らいと思­い­ま­すの­で、場­合に­よ­っ­て、し­っ­か­り横­展­開で­き­るよ­うな­こ­と­が必­要­だと思­い­ま­すし、今、架­台の種­類は型­式が­な­い­の­でな­か­な­か難­いと思­い­ま­す­が、場­合に­よ­っ­ては、そ­う­い­う似­たよ­うな­もの­を是­正­し­てい­く仕­組­みも必­要­だと思­っ­ていま­す。

そ­の観­点­で、ど­のよ­うな情­報­が本­当に­必­要­な­の­かとい­う­の­は、13ペ­ー­ジ目­の小­規­模事­業­用の基­礎­情­報を­含­め­て、詳­細を­し­っ­か­り検­討い­た­だ­け­れ­ばと思­い­ま­す。

最­後­は、事­業­者­にリ­ー­チで­き­れ­ば、情­報­の周­知と­か横­展­開が­で­き­るの­か­なと思­い­ま­すの­で、それ­で不­足­し­てい­ない­か、一­度検­討は­し­てほ­し­いと思­い­ま­す。

あ­と、今­回­のよ­う­に、前­回­の規­制に­つ­い­て入­れ­てい­く­と­き­に、コ­ス­ト効­率­的­な導­入と安­全­性­の確­保­の両­立­が非­常­に重­要­だと思­っ­ていま­すの­で、D­X化­の­話­で­あ­る­と­か、優­良事­業­者­の競­争­力­の強­化に­向­け­て、将­来­的­な規­制­緩­和、運­用­の緩­和み­たい­な­と­こ­ろも並­行­し­て考­え­な­け­れ­ばい­け­ないと思­い­ま­すの­で、ず­っ­とこ­の­ま­ま­でい­い­か­ど­う­かとい­う­の­は、今­回決­め­た­か­らそ­の­ま­ま­とい­うわ­け­で­は­な­く­て、定­期­的­にフ­ォ­ロ­ー­ア­ッ­プす­る仕­組­みも考­え­てほ­し­いと思­い­ま­す。あ­ま­り複­雑­に­な­り過­ぎ­て­もよ­く­な­い­と­は思­い­ま­す­が、容­量­だ­け­で­は­な­く­て場­所と­か実­施­す­る事­業­者­の観­点も­含­め­て、あ­る程­度き­め­細­か­い運­用­の­方­法­で、よ­い事­業­者­が­増­え­るよ­うな仕­組­み­を­作­れ­るよ­うな­と­こ­ろを意­識­し­て、行­政と事­業­者­側­の双­方­の効­率­化を意­識­し­て仕­組­み­を­作­っ­てい­た­だ­け­れ­ばと思­い­ま­す。

既­設­の交­換­の­話­と­か、そ­う­い­う­の­もあ­ると思­い­ま­す­が、今­後、今­の運­用­はそ­の­ま­ま­でい­い­け­れ­ども、それ­をフ­ォ­ロ­ー­ア­ッ­プ­し­て、電­氣­的リ­ス­ク­が­ど­う上­が­っ­た­の­か­と­か、構­造­的­なリ­ス­ク­が­ど­う上­が­っ­た­の­かみ­たい­な­と­こ­ろ­は、エ­ビ­デ­ン­ス­ペ­ー­スも­と­れ­るよ­うな­と­こ­ろも意­識­し­た体­制と­か情­報­収­集­を­し­てい­た­だ­け­たいと思­い­ま­す。

最­後­に、保­安監­督部­間­で、し­っ­か­り使­用­前自­己確­認­の確­認、行­政側­の対­応­に­つ­い­てもば­ら­つ­き­が­な­いよ­う­に、相­互­の優­良­な­方­法­の横­展­開­とい­う­の­も保­安監­督部­間­でもや­っ­てい­た­だ­け­な­が­ら、し­っ­か­り­と調­整・対­応­し­てい­た­だ­け­れ­ばと思­い­ま­す。

長­く­な­り­ま­し­た­が、以­上­で­す。

○若­尾座­長      だ­う­もあ­り­が­と­う­ご­ざ­い­ま­し­た。

1点御­質­問­が­ご­ざ­い­ま­し­た­の­で、そ­の­点­に­関­し­て、事­務­局­よ­り御­回­答­を­お­願­い­い­た­し­ま­す。

○角銅課長補佐 経済産業省の電力安全課の角銅でございます。御質問ありがとうございました。

2メガ以上の現状の取扱いについて御質問をいただいておりますけれども、こちらにつきましても、2メガ以上の、現在工事計画届出の対象になっている設備につきましても、2メガ以上の取替えもしくはその設置あるいはそれらの改造のようなものがあつた場合には、改めて工事計画届出を提出いただくことになってございます。

それ未満の場合には、改めての工事計画届出は不要とされているところでございますけれども、今回の改正に即しまして、大きな設備の扱いにつきましても、運用ですとか、もしくはその解釈のところでもうまく接続できるように整理していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○若尾座長 ありがとうございます。

大関委員、よろしいでしょうか。

○大関委員 ありがとうございます。

○若尾座長 ありがとうございます。

それでは、続きまして西川委員、お願いいたします。

○西川委員 日本大学の西川でございます。御説明ありがとうございます。

何点か質問とコメントとありますけれども、資料2の8ページ目で、小規模事業用のものが国会で承認されて、今頃こんなことを言うのは気が引けるのですが、「10キロワット未満の太陽電池発電設備については、一般住宅の屋根上の設備であることが想定される。」というのは、おおむねそうだと思いますけれども、10キロワットとか9キロワット、8キロワットというのは結構大きくて、一般住宅の屋根に載らないもの、必ずしも載っていないものも、ある程度の割合であるのではないかという気はしております、正直に言って。

実際の数字はどのぐらいなのかは分からないのですが、そうしたときに、今ここで、下から2行目の「住宅生産団体連合会の「住宅用太陽光発電システム チェックリスト」等によって一定の安全性が担保されていると考えられる」ということですが、「等」と書いてあるので、どこまで含むのか、よく分からないのですが、このチェックリストなどは、やはりあくまでも一般住宅の屋根に載っている形態のものを対象としているということで、もし、屋根の上に載っていないもの、どちらかというとならに近い状



態のもの、野立てのものですかね、そういったものがあつたときには、チェックリスト等の「等」の中に含まれるのかもしれませんが、こういったものでフォローするのか、担保するのかというのを、ある程度想定をされていれば、そこを教えていただきたいと思っています。

あと、2番目——2番目というか、20ページ目の自己確認、最初の●の最後のところで、「50キロワット以上500キロワット未満の太陽電池発電設備の新設についても、使用前自己確認を求めることとしてはどうか」と書かれていますけれども、これは、当然やるべきかなど。今回の小規模事業でやるのであれば、当然それよりも大きな規模のものもやってしかるべきだと思います。

それと同等のことは、その後の21ページ目ですね。ここでも、2つ目の●の3行目のところに、「使用前自己確認を求めることとしてはどうか」というのも、私は、これもやはり求めるべきではないかと思っています。

ちょっと話題がずれてしまうのかもしれませんが、基本的に、災害と言いますか、故障と言いますか、そういったものが起きている多くの原因は、要は設備そのものに問題があるのが多いのではないかと。もちろん全てのものが、不具合とか事故について原因がはっきりしているわけではないのでしょうけれども、計画段階とか、あるいは設計がまずいとか、あるいは施工がまずいとか、要は設備が出来上がる前の段階のところに原因があるものが多いのではないかと考えております、

そういった、出来上がった段階から既に問題があるものについて、一生懸命保守点検をやっても、それを正常に維持するのは、なかなか難しいですから、そういった意味では、やはり出来上がって運用を開始する前の段階のところで、その時点で、その部分を厳しくしっかり確認するのは非常に重要なことだと思っています。

以上です。

○若尾座長　　どうもありがとうございました。

それでは、1点御質問がございましたので、事務局より御回答をお願いいたします。

○田上電力安全課長　　西川先生、コメント、御質問をいただきましてありがとうございます。

10キロワット未満のところにつきましては、まず、JPEAさんでも点検に関するガイドラインがあると認識しております。また、それ以外、実際に9.8とかで、平地で造られて分割みたいなどころがありますので、そうした分割の案件については、資料にあります

ように、事業規制ともしっかり連携しながら運用してまいりたいと思います。

以上です。

○若尾座長 西川委員、よろしいでしょうか。

○西川委員 どうもありがとうございました。

○若尾座長 ありがとうございました。

それでは、続きまして、柿本委員、お願いいたします。

(接続：不備)

柿本委員の音声が入っていないようですので、一旦スキップさせていただいて、また後ほど御指名させていただきたいと思います。

それでは、続きまして岡崎オブザーバー、お願いいたします。

○岡崎オブザーバー 電力総連の岡崎です。私は、資料1、資料2それぞれについて1点ずつ申し上げたいと思います。

1点目の資料1「電気事業法の改正（御報告）」についてであります。

今回、電事法の改正を含めた高圧ガス保安法等の改正、成立に向けた事務局の皆さんの御尽力に敬意を表したいと思います。

先ほども事務局から御紹介がありましたが、法案の審議過程におきましては、新しい保安規制の運用に当たって、公衆の安全、あるいは私ども従事者の作業安全の確保を大前提とすることも含めまして、今般、電力の安全、あるいは電気の保安を巡る多くの論点について、大変重要な附帯決議や政府の御答弁もあったと承知をしております。

例えば本日のワーキングでは議題には挙がってございませんが、今後の重要な課題と認識しております認定高度保安実施設置者制度につきましても、国会審議の過程におきまして、スマート保安の推進に際したテクノロジーと人の力との相互の連携・融合、そのための技術伝承等を通じた保安人材の持続的な確保・育成、また、認定高度保安実施設置者への特例措置、いわゆる検査周期の柔軟化に際しましては、保守メンテナンス事業者と一体となった人材の育成やコミュニケーションを通じた連携・協力の重要性といった政府答弁もございました。大変重要な国会審議過程であったと認識しております。

今後、新しい認定制度を含めまして、具体的な制度設計におきましては、このような国会での審議経過を踏まえていただくとともに、現場の実情にも、引き続き御配慮いただきながら、丁寧かつ着実な制度検討をお願いしておきたいと思っております。

次に2点目でございますが、資料2「小規模事業用電気工作物の保安規律の適正化」に

ついて申し上げます。

これまでも、このワーキングにおきまして、小規模事業用電気工作物、いわゆる小出力の太陽光発電等設備の事業規律の確保の現状につきましては、私ども現場で働く者の立場として、より迅速な対応が求められる課題ではないかと、このように申し上げてまいりました。

その意味で、今般の制度改正によりまして、現状の是正や改善につながることを強く期待しております。

つきましては、ぜひとも今般の改正事項の趣旨・内容につきまして、附帯決議にもその趣旨が明記されておりますが、行政の責任におきまして、新制度の施行までに再エネ発電事業者等に対して十分な周知徹底を図っていただくこと、また再エネ発電設備の現場におきまして、今般の制度改正によって保安の適正化が真に図られたと実感できるような既設案件への対応、あるいは分割案件に代表されるような規制逃れをしっかりと抑制していただくことも含めて、規制の執行強化に万全を期していただくようお願いをしておきたいと思っております。

以上であります。ありがとうございました。

○若尾座長 どうもありがとうございました。

それでは、柿本委員、マイクはオンになりますでしょうか。

(接続：不備)

声が聞こえていないようですが、また一旦スキップさせていただいて、後ほど御指名をさせていただければと思います。

それでは、菅オブザーバー、お願いいたします。

○菅オブザーバー ありがとうございます。電事連の菅でございます。私からは、資料1に関してコメントをさせていただきたいと思っております。

まず初めに、事務局の皆様におかれましては、電事法の改正に多大な御尽力をいただいたことに対しまして、この場をかりて厚く御礼を申し上げます。

我々、電気事業者としましては、今回の改正の中での認定高度保安実施設置者に係る改正につきましては、高経年化設備の増加、それから少子高齢化に伴う保安人材の不足などの保安業務に関する課題の一つの解決策につながるものであると認識しております。このため、本制度を積極的に活用するとともに、保安業務のさらなる高度化、効率化を図っていきたいと考えております。

その上で、幾つかお願いがございます。

まず最初に、改正法の施行に当たりまして、2ページに、「円滑な制度実施のため、早期の詳細設計と幅広い周知を実施。」という記載がございます。認定高度保安実施措置の活用に向けまして、私ども事業者は、今後計画的に準備を進めたいと考えてございますので、早期に具体的な要件の策定を行っていただけるようお願いいたします。

また、これまで何度もコメントをさせていただいておりますけれども、認定要件につきましても、真に必要なものに限定していただくとともに、既存の資料提出で審査可能なものにつきましては様式を定めないなど、申請業務の簡素化にも御配慮いただきたいと思いますのでございます。

最後になりますけれども、今回、新たな措置、制度ということもございまして、複数の事業者が一斉に申請をすることも考えられます。その場合、審査に多くの時間を要することも想定されますので、審査に向けて、例えばですけれども、事前に相談を受けるような時期を長期間設けていただくなど、御配慮いただければと思っております。

私からは以上でございます。ありがとうございました。

○若尾座長 どうもありがとうございました。

柿本委員、よろしく願いいたします。

○柿本委員 私からは、二点、運用についてと、周知に関して、でございます。

市民の立場といたしまして、丁寧で迅速な運用を希望いたします。その際、事業者、業界全体、行政の連携がますます重要になるかと思っておりますので、このところはぜひ丁寧にさせていただきたいと思っております。

二点目、ほかの委員からも出ておりますが、例えば資料1の、幅広い周知ですとか、資料2の27、講習会の開催のところ、チラシ・ポスターなどでのお知らせと書いてありますけれども、市民の立場からいたしましても、例えば講習を受けた個人事業主などが、原則名前を公開すると出ておりましたけれども、自分をお願いする事業者が、ちゃんと講習を受けているのかどうかという確認が可能になりますので、業界、事業者宛てだけではなく幅広く丁寧な周知を希望いたします。

以上でございます。

○若尾座長 どうもありがとうございました。

それでは、太陽光発電協会様より手が挙っていますが、山谷オブザーバーでよろしいでしょうか。

○山谷オブザーバー（代理・田所） 太陽光発電協会の田所と申します。本日は、事務局長の山谷の代理として参加しております。よろしくお願いいたします。

○若尾座長 よろしくお願いいたします。

○山谷オブザーバー（代理・田所） まず、事務局様におかれましては、いろいろと御説明をありがとうございます。また、小規模な再エネ発電設備に関する保安規律の適正化に向けて、電事法の改正等に御尽力いただきまして大変感謝いたします。

太陽光発電設備等の再エネの主力電源化のためには、安心・安全で長期安定稼働が可能な発電設備である必要がありまして、その意味でも、今回の方向性については賛同いたします。その上で、資料2についてコメントをさせていただきます。

まず、1つ目の「保安規律の適正化」ですが、2ページ目におきまして「技術基準の適合維持義務」と「基礎情報の届出」につきましても、既存の、既設の発電設備も対象になります。特に技術基準の適合維持義務については、これを課すことの周知徹底は当然必要ですが、それによって発電所の規模によらず、よりよい状態を作ることができると考えて賛同いたします。

次に、3番目の「基礎情報届出の詳細設計」及び「使用前自己確認の詳細設計」のところですが、新規の発電設備に関しては、現在の低圧発電設備では、運転開始の直前に行政の方に書類等を届け出るシステムはありません。したがって、発電事業者からの基礎情報の届出や使用前自己確認の書類の行政への届出が確実に行われた後に運転開始あるいはFIT等の売電費用が支払われる仕組みの検討をお願いしたいと思います。

また、20ページ目に、「使用前自己確認制度の拡充」について、50キロワット以上500キロワット未満の太陽光発電設備の新設について、使用前自己確認を求めること、構造的リスク等の支持物の確認項目の拡充についても、保安規律の適正化のために賛同いたします。

さらに23ページにつきましても、小規模事業用電気工作物の使用前自己確認の確認項目について、負担軽減のために、事務局からも御説明のあったとおり、確認項目の削除や確認方法の簡略化の御検討をお願いしたいと思います。

特に小規模事業用電気工作物のパワコンにつきましても、多くが第三者認証機関による認証品であるため、電气的リスクの確認につきましても、そこで担保できると考えていますので、確認項目の簡略化が可能と考えております。

あと、最後に5番目の「制度周知・講習会の開催」につきましても、我々も協力させていただきますので、ぜひお声をかけていただければと思います。

以上になります。

○若尾座長　　どうもありがとうございました。

そのほか、御意見よろしいでしょうか。

(発言等：なし)

ありがとうございます。

活発な御議論をいただきまして、どうもありがとうございました。

これまでの議論を踏まえまして、事務局から補足説明等ございましたらお願いいたします。

○田上電力安全課長　事務局の、電力安全課の田上です。

まず、資料1「電事法の改正」に当たりまして、附帯決議や国会審議の中でもろもろ指摘がございました件につきましては、電力総連の岡崎さんや電事連の菅さんからも、そうした趣旨をしっかりと踏まえて、ということの御指摘がございましたので、これは、もちろん国会の御審議を踏まえてしっかり対応してまいりたいと思います。

また、施行に当たりまして、認定高度保安実施設置者につきましては、事業者さんの準備もあることとございます。こちら、資料1の2ページ目、これは、ほかの高圧ガス保安法やガス事業法でも同様の認定制度を導入します。そうした観点で、認定の要件のところについては、基準、できるだけそろえられるところはそろえていきたいと思っておりますし、それぞれ電力分野独自のところもある可能性もございますので、それについては、基本的な考え方を3法で整理をした上で、それぞれまた本ワーキングを初め、引き続き検討をしていきたいと思っております。

また、事前相談、これは検討していきたいと思っております。

それから、これは大関先生や西川先生からもありましたかね、あと柿本先生からもありましたが、制度の運用をしっかりとすることと、周知をしっかりと図ること、市民に対してもしっかりと幅広い周知を、といった御意見がございました。

これは、役所だけでできることも限られておりますので、太陽光発電協会さん初め、より国民の皆様にごりバーできるように周知・広報については行っていきたいと思っております。

あと、分割対策のところも、これは、事業規制と、今回の保安規制で、両方から規制を入れる形にいたしましたので、ここはしっかりとやっていきたいと思っております。

F I Tという形で国民の皆様からお金をいただいているところでございますので、適正に規律が図られるよう、保安規制のほうからもしっかりと対応してまいりたいと思っております。

事務局からは、取りあえず以上でございます。

○若尾座長 どうもありがとうございました。

それでは、電気保安制度ワーキンググループといたしましても、事務局の御説明のとおり、資料2の内容につきまして了承したということによろしいでしょうか。特にそのほか、御意見、ございませんでしょうか。

(発言等：なし)

ありがとうございます。

それでは、資料2に関して御了承いただいたということで進めさせていただきます。

どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、資料3に基づいて、議題3「登録適合性確認機関に係る制度設計」について、事務局より御説明をお願いいたします。

○田上電力安全課長 事務局の電力安全課の田上です。資料3と4を続けて説明させていただきたいと思います。

まず、資料3「登録適合性確認機関に係る制度設計」でございます。

1ページをお願いします。今回の電事法の改正によりまして、専門的な知見を有する事業者の方を「登録適合性確認機関」として位置づけをいたしまして、設置者の方が経産省へ工事計画をお届けいただく前に、この登録適合性確認機関で技術基準への適合性を事前に確認する制度を創設することとしたいと考えています。

この登録適合性確認機関制度の対象は、当面は風力発電設備に限定をしたいと考えています。3ページのところの電事法では、「事業用電気工作物であって荷重及び外力に対して安全な構造が特に必要なものとして経済産業省令で定める特殊電気工作物について」ということで書かれていますが、当面は風力に限定をしたいと思います。

登録適合性確認機関については、風力発電に特有の設備（ナセル、支持物、基礎等）に係る技術基準適合性を確認いたしまして、技術基準に適合することが確認できた場合は、その旨を記載した証明書を確認機関から出していただくことにしたいと考えています。

続いて2ページでございます。「登録適合性確認機関制度に係る登録手続とその論点」でございます。

我々としては、風力発電設備の性能を評価可能な高い専門性を有することと、公平・中立に審査ができるという観点から、登録適合性確認機関を厳格に審査してまいりたいと考えています。

この確認をして登録をした後に、登録適合性確認機関は経産省に業務規程の届出をしていただいて、実際に確認業務に当たっていただくことになります。登録更新の時期は、これは政令で3年を下らない期間となっておりますので、その範囲の中でやっていただく形になります。しっかり公平・中立にやっているのかといったところを確認していくために機動的に立入検査を行いまして、登録機関において適切に審査ができていくかどうかを担保してまいりたいと思います。

また、運用に当たっては、技術基準への適合性確認審査の迅速化や技術基準の不断の見直しも図っていく必要がございます。特に技術革新は非常にテンポが速い分野でございますので、規制もしっかり見直しをしていく必要があるかと思っています。

3 ページは、関係する条文でございます。

4 ページ、「適合性確認を行う能力の適正な評価」、評価を行うときの評価軸でございます。先ほどから申し上げていますように、技術基準に適合していると認められる場合は、登録適合性確認機関は証明書を発行することになります。こうした事務を的確に実施していくために、確認機関には、信頼性のある証明書を発行できる組織体制と、風力発電設備に関する技術基準を熟知し、設備の安全性を総合的に評価できる能力、この2つの能力がしっかり備わっていることが必要かと考えています。

登録審査に当たりましては、「組織体制」については、左側の製品認証機関の認定といった客観的なエビデンス、またコンプライアンス体制の確保、欠格条項に該当しないかどうかといったところを確認してまいります。

また「評価能力」については、登録審査における適用基準（J I SやI E C、風力発電技術基準）への準拠とか、申請者の過去の技術評価の実績といったところを重点的に確認してまいりたいと考えております。

続いて、6 ページです。「登録適合性確認機関の公平性・中立性の担保」でございます。

確認機関は、国による工事計画の審査の一部を担っていただくことになります。したがって、その審査の信頼性が揺らいではなりませんので、公平かつ中立的な立場から確認業務を行う体制を継続的に確保していただくことが重要でございます。

したがって、我々としては、登録機関の登録要件に適合しているかどうかといったところを厳格に審査するだけでなく、確認業務を開始した後も立入検査を実施し、国で監督を確実に実施してまいります。

業務規程の中で、そうした適合性確認プロセスをしっかり明記していきたいと考えてい



ます。

また、事業者さんから、適合性確認プロセスに対して、どれぐらいの時間がかかるのか、標準業務処理期間を明確にしてほしいといった御意見をいただいております。規制改革会議からも、そうした御指摘をいただいているところでございますので、今回、業務規程の中で、下から5つ目のところにありますが、「登録適合性確認の業務の公平かつ的確な実施を確保するための措置」のところで、標準業務処理期間についても明確にさせていただきたいと思っております。

また、公平性・中立性の確保ということで、職務規程におきまして、役職員の不正等の防止規定を置いていただきたいと考えています。

こうした業務規程や職務規程などに公平性・中立性の担保策を盛り込んでいただいたにもかかわらず不正な事案が発覚した場合は、業務改善命令や、場合によっては登録の取消しといったところも、これは躊躇なくやっていきたいと思っております。

7ページ、これは、業務規程に関する改正電事法の条文になります。下のところは、登録安管審機関における業務規程の省令記載の規程事項になります。

9ページ、「審査の迅速化」でございます。洋上風力の設置に当たりましては、工事計画の届出だけではなくて、港湾法や船舶安全法の事前審査も必要になります。

現在の運用ベースですが、第三者認証機関が発行されるウインドファーム認証を、工事計画審査の参考情報として活用しているところですが、ウインドファーム認証を発行している海事協会さんでは、港湾法の登録確認機関である沿岸技術研究センターと合同で審査書類を共通化して審査を行っているところでございます。

今後、登録適合性確認機関に対しても、審査迅速化の取組を求めていきたいと考えています。

10ページ、「技術基準の不断の見直し」でございます。風力発電導入拡大、設備が大型化していくとか、関連技術の進歩が見込まれることで、それぞれの機関に対する厳格な登録審査に加えまして、適合性確認の適用基準の妥当性を定期的に確認してまいりたいと考えています。

登録機関が実施された評価実績の内容を定期的にサンプリングいたしまして、経産省で確認をしてまいります。また、学識経験者から構成されますアドバイザーリーボードを設置いたしまして、技術革新の動向に照らした規制や確認方法の妥当性ということで御意見をいただいております。技術基準や登録審査基準の継続的な見直しに活用する仕組みを導入させてい

ただきたいと考えています。

続けて、資料4を説明させていただきます。

前回（10回）の本ワーキングにおきまして、再エネの統括制度の見直しについて、配置要件の見直しについて御説明をさせていただいたところでございます。

5万ボルト以上で電力系統へ接続する大規模な再エネ発電設備について、第2種の主任技術者の方を選任する必要があるところを、一定の要件に合致する場合は、「統括制度」が利用できるようにするというものでございます。

この説明をさせていただいた際に、安田委員から、洋上風力、そもそも2時間、気象が荒れているようなときは無理ではないかといった趣旨のコメントをいただいたと認識しています。統括制度の要件の中には、「発電所へ2時間以内に到達できる距離に事業所があること」という条件が課されていますが、御指摘のとおり、洋上風力については、荒天により船を出せない場合にまで、2時間以内で現場急行を求めることは現実的ではないと考えております。一方で、天候が回復した後に、例えば風車が事故を起こしてブレードが飛散してしまったという場合に、船舶がこうしたブレードに衝突してしまうといった公衆災害は防止する必要があります。

こうした状況、リスクなども見据えて、現在、主任技術者制度に関して、抜本的にしっかり見直せといった御意見を、これは規制改革会議などからもいただいています。今年の6月に閣議決定された規制改革実施計画に「今年度中に主任技術者制度のあり方を検討し結論を得る」ということでございます。

洋上風力発電所の主任技術者の統括制度のあり方についても、実態や全体の見直し方針との整合性なども踏まえながら、改めて整理をしてまいりたいと思います。

事務局から、説明は以上です。

○若尾座長 どうもありがとうございました。

それでは、資料3、資料4に関して、事務局の今の御説明に関して、御質問、御意見等ございましたら、挙手機能で御発言の御意思をお示しいただければと思います。よろしく願いいたします。

それでは、安田委員、お願いいたします。

○安田委員 京都大学の安田です。短くコメントをさせていただきます。

前回の私の発言につきましても、洋上風力という新しい技術に対して、このような配慮と言いますか、考慮していただきましてありがとうございます。現実に即したルール適

用になるかと思えます。

ありがとうございます。

○若尾座長 どうもありがとうございました。

それでは、委員の方から先に御指名させていただければと思いますが、渡邊委員、お願いいたします。

○渡邊委員 4ページの、「適合性確認を行う能力の適正な評価」について、御説明いただきましたが、この中の、「評価能力」というところに、1つ目のチェックポイントとして、「電気事業法の69条に該当する学歴ないしは実務経験」というところがありますが、この中で、あまり詳しくはないですが、電気工学、土木工学、機械工学あるいは建築学の項目がございますが、現在では、科目の統廃合などにより垣根がなくなっているため、電気工学の分野、土木工学の分野がどういった範囲なのか変化していると考えます。例えば、電気主任技術者の認定制度がございますが、その中のどういった項目が満足されていれば電気工学を学んでいると言えるというようなところを、はっきりしたほうがいいのではないかと、またそれも含めて、このような評価能力の中に主任技術者や土木あるいは機械、建築に関係した有資格者プラス実務経験という項目も、考慮していただいたほうが、より実質的な能力評価の内容になるのではないかと考えております。

これが、この項目のコメントです。

それから、資料4につきまして、御説明いただきましたが、台風や、そのほかの条件で海が荒れているときに2時間で洋上に行くというのは、これは非常に難しいことだと考えますので、適用するのは結構だと思います。

それにプラスして、現在ではドローン技術だとか、ドローンの操縦者なしで自動運用できるなどの技術も開発されているようですので、荒天の条件では飛べないときもあるかもしれませんが、様々な自動化技術を利用して、一番荒天時の、2番目の●に「ただし、設備の被害状況を確認しておき」という項目の中に、「ドローンなどを活用して」、あるいは「定点カメラなどを活用して」など、被害状況を確認する方法も含めた内容を含んでいただければ結構かと思えます。

この内容もコメントでございました。

ありがとうございました。以上でございます。

○若尾座長 どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、坂本委員、お願いいたします。

○坂本委員 ありがとうございます。坂本です。御説明ありがとうございました。資料3についてコメントさせていただければと思います。

資料3の4番の内容については賛成でして、コメントとなります。

特に洋上風力発電を大規模に導入していくに当たって、電源を開発する側だけではなくて、その審査を行う側の体制の拡充ですとか、その技術力の継続的な向上が重要であると考えております。

ですので、その観点から、まず4ページについてですけれども、新規にこういった確認機関を立ち上げるような申請があった場合に、体制や能力の評価をしっかり行うことは大前提ですけれども、一方で、その評価が過度に厳しくなったり、確認に必要以上に時間がかかったりするようなことがなく、その十分な体制と能力を有する組織であれば参入できるように運用していくことをお願いしたいと思います。

また、6ページについて、先ほどの御説明の中で、標準業務処理期間に関するお話がありまして、迅速な評価を進めていくためにどれぐらいかかるかということ公表していくと効果がある場合もありますので、そのこと自体は賛成ですけれども、一方で、適合性確認が技術的に難しいような案件を引き受けた場合ですとか、また、確認機関側ではなくて申請側の何かしらの問題によって、その期間が延びてしまうケースというのも出てくるのではないかと、ちょっと想像しておりまして、ですので、そのような案件があった場合に、処理期間だけ見ると、確認機関の実力がきちんと見えてこないこともあり得るかなということも、少し懸念として感じられましたので、もし可能であれば、特段の理由がある場合には、そちらも合わせて公開するなどの、その確認機関の実力がきちんと見えてくるような方法を御検討いただけるとありがたいと思いました。

最後になりますけれども、10ページの「技術基準等の継続的な見直し」も賛成で、知見の積み重ねですとか、新しい技術を取り入れていくことも重要だと思いますので、この点もぜひお願いできればと思います。

以上です。

○若尾座長 どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、日本風力発電協会様から手が挙がってございますけれども、吉村オブザーバー、お願いいたします。

○吉村オブザーバー JWPAの吉村でございます。コメントをさせていただきます。資料3、資料4それぞれコメントがございますので、よろしく申し上げます。

まず資料3ですけれども、登録適合性確認機関制度の創設ということで、専門家会議と審査機関での技術審査の重複を解消していただくことは、非常にありがたいと思っております。

この審査機関、確認機関につきましては、2ページ目のところで、「高い専門性を有する」、それから、「公正・中立な審査を行うことができる」ということを記載いただいております。

私どもとしては、一番近いところにおられるのは、やはり認証機関さんかなと、もちろん認証機関に限るようなことではないとは思っておりますけれども、やはりそういうところが一番近いところにおられるのかなという印象を持っているところでございます。

これは、単純にコメントでございます。

それから、もう一つ資料4でございますけれども、こちらは、私どもも、現状のルールをそのまま適用すると、非常に厳しいと思っております、こちらも見直しをしていただくということで、非常にありがたいと思っております。

今後、どのような内容を見直すかということ、具体的に御提示いただけるとは思っておりますけれども、私どもが思っていることを、ちょっと述べさせていただきますと、まず、2時間以内に到達できる場所、「発電所に」と書いてございますけれども、一方で、風力発電規程では、洋上風力発電所の範囲を、当然洋上にあります風車もですけれども、変電所であるとか、一番陸に近いところでいくと、陸上の設備も含めて「洋上風力発電所」という定義になっております。

それで、これを、洋上発電所へ2時間以内にと行ったときに、そのどこに到達すれば、その趣旨を全うできるのかということも、よく見る必要があるのかなと考えております。

それから、荒天により船を出せない場合も、当然でございます。作業員の安全確保という意味では、無理して出すのは、かえってよろしくないことになると思っております。

その一方で、将来的なことを考えますと、洋上風力の沖合展開、浮体式がどんどん出てくるようなことになると、どんなに頑張っても、海が穏やかなときでも2時間以上かかってしまうようなことも出てくるのではないかと思っております。

それで、福島沖にありました風力発電所の実証の設備ですけれども、あそこに行くにも船で1時間半から2時間ぐらいかかると聞いております。そうになると、海が平穏であっても2時間以内に到達できるかどうか、非常に危うくなってくるようなところで、そういう時間的な要件も、先ほどの「どこに」というのと「どれぐらい」というところが、今後議

論のポイントになってくるのかなという印象を持っているところでございます。

資料3、資料4の内容、今後、種々御検討されると思いますが、私どもも業界団体として、御協力させていただきたいと思っておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

以上でございます。

○若尾座長 どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、曾我委員、お願いいたします。

○曾我委員 私からは、資料3の「登録適合性確認機関制度」について、コメントをさせていただきますと思います。

まず、この制度は、国に代わって技術基準への適合性を確認するという、この確認機関が非常に重要な役割を担う制度と理解をしております。陸上だけでなく洋上風力発電の導入拡大という、まさに今、再エネの主力電源化を進めるに当たって、非常に重要な発電設備に関連する制度ということで、その安全性を確保する観点からは、この登録機関が担う責務は、とりわけ重要性が高いものとなると認識をしております。

事務局から御説明がありましたとおり、審査の公正性・中立性が重要性を帯びてくるという点は、全くおっしゃるとおりだと思っております、全面的に賛同をいたしたいところでございます。一方で、従前、公務員というか経産省様で担われていた業務を民間で対応するという点で、中立性・公正性が、それと同等のものと言える程度に確保できるのかという点については、今後も慎重な検討を要するのではないかと考えております。

公務員ですと、例えば国家公務員倫理法ですとか、刑法上の贈収賄等に関する規定などがありまして、不正が働きにくい建付になっているとは思いますが、今般も、組織体制でコンプラ体制の確保や、業務規程の中で役職員の不正防止措置を規定するという点で、もろもろの手だては想定されているとは理解をしています。ただ、一方で、本当にこれで十分なのかというところが、万が一何かあったときに、安全性に大きな影響、悪影響を及ぼしてしまうことも勘案しますと、これらの制度で十分かどうか、あるいはこれらの制度を運用上、留意すべき点がないかというところは、慎重に検討していく必要があると思っております。

その上で、この登録機関が、今後どの程度、どのぐらいの数の機関が登録をされるのかも、若干気にはなっております。登録機関が、例えば1つ、2つとかだと、こういった不正をすることで、業務改善命令とか登録取消し等に至った場合には、実務が回らなくなっ

てしまう可能性もあると思われます。

そうしますと、こういった公正性・中立性のための制度運用を躊躇してしまう部分が出てきてしまわないか、懸念されるところです。私の理解が及んでいないところもあるかと思えますけれども、登録機関として、どのぐらいの数が想定されているのかという点も、可能な範囲で伺えればと思っております。それなりの能力なり体制が求められるということは、あまり数多くの機関が登録されるというのも、なかなかハードルが高いという点も、少し気になっております。

私からは以上でございます。

○若尾座長 どうもありがとうございました。

続きまして、大関委員、お願いいたします。

○大関委員 産総研の大関です。資料3について、教えていただきたいのですが、今回、洋上風力ということで、これに関して、私から特段のコメントはなくて賛成ですけれども、この仕組みは、行政の負担をかなり減らせるようなツールとして有効に使えるのかなと思っています。

確認は、今回、特殊電気工作物というのを省令か何かで特定するのだと思いますが、これを現状、洋上風力としていて、それ以外の発電設備についても、必要に応じてできるのかを確認させていただければと思います。

併せて、適合性の確認は、今回、工事計画届けのところが中心だと思いますが、それ以外のところでも法令上は対応できるのか教えていただければと思います。今回の趣旨としては、技術的に難しいから外部に、ということもありますけれども、ほかの電源、特に太陽光に関して、行政のサポートとしては、数が多いから外に出すということでも、こういう仕組みは使える可能性もあるかなと思っていますので、お聞きするところです。

以上になります。

○若尾座長 どうもありがとうございました。

そのほかいかがでしょうか。——よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

ありがとうございます。

活発に御議論をいただきまして、どうもありがとうございました。コメント以外に質問も幾つか含まれていたと思いますけれども、これまでの議論を踏まえまして、事務局から補足説明等ございましたら、よろしく願いいたします。

○田上電力安全課長 電力安全課の田上です。御質問いただいた点から回答したいと思います。

まず、曾我先生から、登録機関に対する不正防止策のところについて御質問がございました。中立性をどうやって確保するのかといったところと、あと、登録機関としてどれぐらいの数があるのかといったところだったと思います。

まずは1点目、不正防止策のところについては、これは、国会審議のときには、あまり御質問等はなかったのですが、先生方から御指摘いただいたところでも、曾我さんと全く同じような御意見をいただいたこともございます。

こちらについては、御指摘のように、我々国家公務員の場合は、その倫理法や刑法の贈収賄の規程が適用されますので、一定の規律が働いているところはございます。一方で、この登録適合性機関、民間の株式会社や社団法人なども想定しておりますので、そういった方々に対する規律はどうやって図っていくのかといったところについては、業務規程の中と職務規程のところでは不正等の防止措置を規定するという形にしております。

こちらについては、公益法人改革の見直しの中でも、国の業務を外に出す場合にはこうした措置を講ずること、ということで閣議決定されたところがございますので、まずは、こうしたルールに基づいてやっていただくのかなと思っています。

これだけでは、ちょっと対応できないといったところになると、制度の中にみなし公務員規定を置くとか、そういったところも検討していかないといけなくなるかもしれませんが、まずは、職務規程の中で不正防止策を措置したいということでやりたいと思います。

また、登録適合性確認機関はどれぐらいの数があるのかといったところがございます。これは、JWPAさんからも、認証機関が近いのではないかといた御示唆、御指摘もございました。私どもも同じような考え方を持っておりまして、既にウインドファーム認証をやられているところが、海事協会さんとビューローベリタスジャパンさんがございますので、予断はできませんが、複数の事業者が登録をされるのではないかと考えております。

また、産総研の大関委員から御指摘がございました、この仕組みは風力以外のところにも適用されるのかといったところがございますが、まずは風力を念頭に置いております。数が多い設備の技術基準への適合性確認のところ、太陽光などにも適用することはあり得るのかといった御指摘でありますけれども、今のところ、太陽光は現行の制度の中で回っているのかなと思っていますが、今後、例えば特殊な太陽光がたくさん出てくるようなことがあれば、特殊電気工作物の対象を風力から太陽光にも広げていくということも、議



論としてないわけではないかと思っています。

あとは、コメントをいただいたところでございますが、2時間ルールの見直しのところについては、これは業界の方々や、このワーキングでもしっかり議論をしていながら進めていきたいと思っています。

また、坂本委員からありました審査する側の十分な体制・能力があるかどうかといったところも重要な論点かと思えます。これは、私どもも含めて登録機関のチェックができるような体制も必要かと思えます。

標準業務処理期間については、これは、特殊な案件であれば、どうしても延びてしまうような場合がございますので、あくまで事業者さんの予見可能性を確保する上で、一定の目安を示すことで、標準業務処理期間を設定していきたいと思えますので、特段の理由があった場合は延びてしまうことも、これはあり得るわけでございますので、そうしたケースの公開については、また御相談をしていきたいと思えます。

ほかに事務方からありますか。——大丈夫ですか。

(「なし」の声あり)

それでは、事務局からの補足説明は以上でございます。

○若尾座長 どうもありがとうございました。

それでは、電気保安制度ワーキンググループといたしましても、事務局の説明のとおり資料3、資料4の内容につきまして、了承したということでよろしいでしょうか。

御意見がございましたら、お願いいたします。

坂本委員、お願いいたします。

○坂本委員 ありがとうございます。今お答えいただいて、一点、自分のコメントについて補足したいのですが、先ほどの標準業務処理期間の点については、特別な場合に理由を公表していただくという言い方をしてしまったかもしれないのですが、むしろ特殊な案件は、かかった時間を公開しなくても構わないとか、そういう方向で大丈夫ですので、特別な理由を公開してほしいということをお願いしたかったものではなくて、何かしらで時間がかかったときの評価といいますか、外から見える形で、不利にならないように配慮していただければ十分ですので、公開について検討いただきたいという点は取下げたいと思いません。

よろしくお願いいたします。

○若尾座長 追加での御説明、どうもありがとうございました。

そういたしましたら、改めて電気保安制度ワーキンググループといたしましても、事務局の説明のとおり、資料3、資料4の内容につきまして、了承したということによろしいでしょうか。

御意見等ございましたら、よろしくお願いいいたします。——よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

どうもありがとうございました。

それでは、資料3、資料4の内容につきましても、御了承いただいたということで進めさせていただきたいと思えます。

ありがとうございました。

それでは、本日の議題は以上となります。最後に、事務局から事務連絡があれば、お願いいいたします。

○田上電力安全課長 電力安全課の田上です。次回のワーキングの日程につきましては、座長とも御相談の上、後日調整をさせていただきます。

また、今回の議事録につきましては、委員の皆様にご確認いただき、後日、経済産業省のホームページに掲載をいたします。

本日はどうもありがとうございました。

事務局からは以上になります。

○若尾座長 どうもありがとうございました。

本日は、皆様活発に御議論いただきまして、どうもありがとうございました。

以上をもちまして本日の会議を終了といたします。

——了——